

公的関与のあり方に 関する基本方針

平成19年3月

洞 爺 湖 町

はじめに

地方分権の推進が図られるとともに、公的部門と民間部門との役割分担に新しい考え方が導入されてきた状況の中で、行政がこれまで行ってきた施策・事務事業について、あらためて「公的関与のあり方」を点検・検証する必要性が生じています。

現在まで実施してきた行政サービスは、肥大化の一途を辿ってきました。しかし、果たして現在のサービスのすべてが真に行政が担うべきものでしょうか？

右肩上がりに推移してきた経済情勢に合わせて、展開されてきた行政施策は、公共サービスのすべてが町として担うべき行政サービスであるとの誤解を生み、“**当然のこと**”という意識を固定化させています。

国においては、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」等により民間事業者への規制緩和を一層拡大する方向性を示すとともに、NPO活動推進のための法整備を行うなど、これまで続けられてきた行政と民間との役割分担を再検討する状況が生まれてきております。

さらに、地方公共団体に「独立行政法人制度」の導入が図られるなど、公的関与のあり方に大きな影響を及ぼす制度改革が強力に推し進められています。

一方、洞爺湖町の財政は、国の「三位一体改革」をはじめとする地方制度改革によって厳しい状況下にあり、従来まで“当然のこと”として実施してきた行政サービスの態様を維持できる状況にはないと考えられることから、早急な「行政の守備範囲」を確認する必要に迫られています。

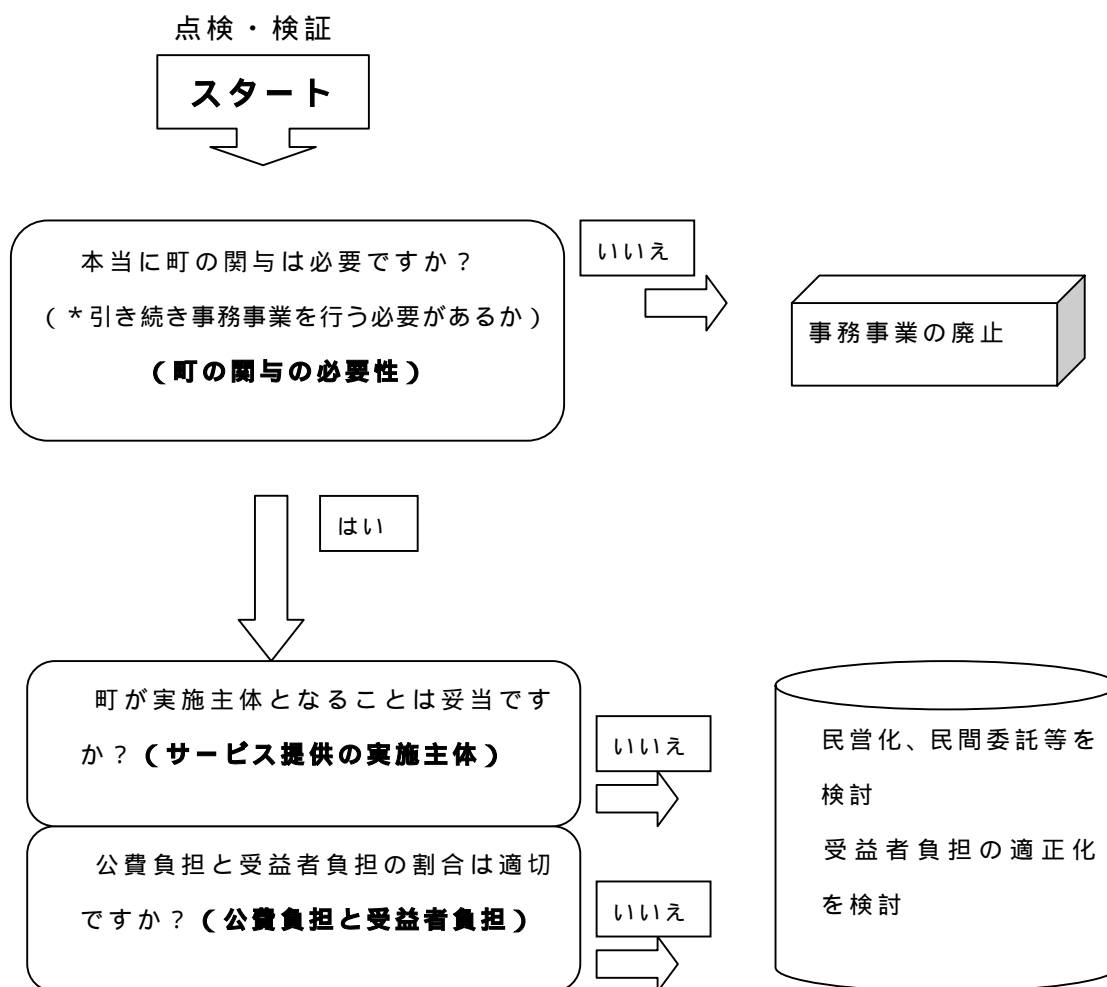
洞爺湖町は、合併後、直ちに洞爺湖町行財政改革推進本部を設置し、抜本的な行財政改革の実施に向けた取り組みを進めていますが、改革の推進にあたっては、現在行っている施策・事務事業について、「**行政が行うべき仕事は何か**」「**行政はこの仕事に関わるべきか**」という原点に立ち返った根本的・基本的な視点が必要不可欠となっています。

この方針は、行政の関与の必要性や実施主体の妥当性など、公的関与のあり方についての基本的事項を整理したものであり、職員一人一人が、そして各課等それぞれが所掌する施策・事務事業の点検、検証、見直しを進める際に活用するものです。

公的関与にあたっての基本的な考え方

次の3つの基本的な考え方に基づいて、「公的関与」のあり方を点検・検証します。

- 1 「民間でできることは民間に委ねる」ことを基本に、行政と民間との役割分担の観点から、町の関与は必要最小限とします。
- 2 町の関与が必要な場合であっても、費用対効果や効率性の観点から、サービス提供の実施主体について民間活力を積極的に導入します。
- 3 特定の利用者に限ってサービスを提供するような場合は、負担の公平性の観点から、利用者に適正な費用負担を求めます。



1 町の関与の必要性

(1) 関与の範囲

町が実施している事務事業について、「公的関与」の範囲内かどうかを点検します。

下表は、公的関与の範囲を事務事業の性質別に表したものであり、下表の区分のいずれにも該当しない事務事業については、公的関与の範囲外であり、町の関与の必要性はないと考えられるため、事業の廃止を検討することとします。

区分	事務事業の性質	行政と民間の活動領域
1	法律で実施が義務付けられている事務事業（例：義務教育・消防・戸籍事務等）	行政
2	受益の範囲が不特定多数の町民および、サービスの対価の徴収ができない事務事業（例：道路・河川改修等）	
3	町民が社会生活を営む上で必要な生活水準の確保を目的とした事務事業（例：ごみ収集・上水道・下水道整備等）	
4	町民の生命、財産、権利を擁護し、あるいは町民の不安を解消するために必要な規制、監督指導などを目的とした事務事業（例：防犯対策・建築許可・消費生活相談等）	民間
5	個人のみでは対処し得ない社会的・経済的弱者に生活の安定を支援し、あるいは安全網を整備する事務事業（例：生活保護・虐待防止等）	
6	町民にとっての必要性は高いが、多額の投資あるいは事業リスクや不確実性のため民間だけでは対応不可能なものの補完的・事務事業（例：幼稚園・保育所等）	
7	民間のサービスだけでは全体にとって望ましい質、量のサービスの確保ができないため、補完・先導する事務事業（例：生涯学習推進等）	
8	町の個性、特色、魅力を継承、発展、創造し、あるいは国内外へ情報発信することを目的とした事務事業（例：観光PR・国際交流等）	
9	特定の町民や団体を対象としたサービスであって、サービスの提供を通じて対象者以外の第三者にも受益がおよぶ事務事業（例：バス運行対策等）	

* ただし、上表のうち行政の活動領域が大きいものについても、国等の規制緩和等により民間活動領域が拡大される事例、あるいは「協働のまちづくり」の視点からも検討することとします。

(2) 関与の妥当性

公的関与の範囲内の事務事業であっても、その後の社会経済情勢の変化や町民ニーズの低下、厳しい財政状況などを考慮したとき、関与の妥当性が薄れている場合があります。

下表の区分に該当する事務事業については、関与の妥当性が薄れており、町の関与の必要性が低下してきているものと考えられますので、廃止、縮小あるいは関与の手法*を含めた事務事業のあり方を検討することとします。

区分	関与の妥当性が薄れている事務事業 4つの視点（時代適合性・補完性・効率性・有効性）
1	時代適合性の視点 その事務事業は本当に必要なのか？ ・開始当時、その事務事業が必要とされた社会的背景そのものが大きく変化している、あるいは目的が既に達成されているなど、実施意義が低下している。
2	補完性の視点 その事務事業は行政が自ら行うべきものか？ ・民間と競合しており民間の経済活動を阻害している。あるいは、町民自治を阻害している。（行政は民間の活動を補完）
3	効率性の視点 その事務事業の緊急性と徹底的な無駄の排除は？ ・限られた財源の中で実施すべき緊急性が認められない。 ・国や他市町村の水準と比較したとき、サービスの対象範囲や水準を見直す余地がある。（*上乗せサービス等の見直し）
4	有効性の視点 その事務事業は本当に成果を挙げているか？ ・利用者数が減少するなど町民ニーズが低下、あるいは町民ニーズに比較してサービスの供給が過剰となっている。

* 関与の手法については、いくつかの分類が考えられますが、一例を挙げれば次のようなものがあります。

誘導（啓発、後援、顕彰など）

助成（人的支援、財政的支援など）

規制（条例・規則の制定、監視指導など）

提供（町が全面的に関与し、サービス提供や施設建設などを実施）

2 サービス提供の実施主体

町の関与が認められる場合であっても、すべて町が実施主体である必要はなく、費用対効果や効率性、行政責任の確保、法令との適合性、受託能力などを総合的に勘案しながら、多様なサービス提供の実施主体を検討することとします。

なお、次の事項を満たすとともに、プロセスの透明性や説明責任に十分留意する必要があります。

- 1 事務事業にかかる経費が低減できる。
- 2 他の実施主体が持つ専門的知識、経営能力、技術力等を活用できる。
- 3 公平性・公正性、守秘義務が担保され、行政責任が損なわれることがない。

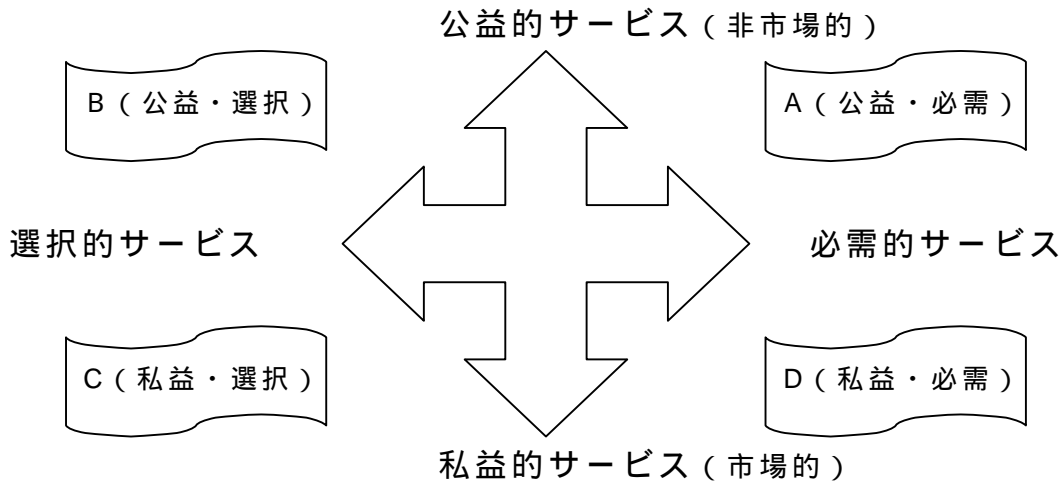
* サービス提供の実施主体とその導入にあたっての留意点は下表のとおり

区分	留意点
直 営 (一部委託)	町が実施主体となるべき事務事業であっても、事務の一部分を委託することによって、効率的・効果的な執行ができる。
外郭団体 (委託)	専門的な行政機能を補完・代替する役割を担っており、行政と一体となった事業展開ができる。 民間企業や町民活動団体との間で事業領域の競合の可能性がある。
民間企業 (委託・民営化)	契約の相手方となりうる実施主体が数多く存在し、幅広い分野のサービス提供ができる。 専門的知識、技術を要する業務、定型的かつ大量の業務などに大きな効果がある。
町民活動団体 (委託・協働)	その強い目的意識が行政目的と一致するときには、協働により大きな効果がある。 採算性が低い部門にも町民活動団体独自の事業領域が存在する。 町民参加意識の高まりや地域の活性化などの波及効果がある。

3 公費負担と受益者負担

特定の利用者に限ってサービスを提供するような場合は、利用する者と利用しない者との公平の観点から、利用者に適正な受益者負担を求めることを徹底することとします。

この場合、公費負担と受益者負担の関係について、一般的には事務事業の性質に応じ、下表のように区分することができますが、このうちBからDに該当する事務事業については、負担の公平の観点から受益者負担が必要であり、適正な原価計算を行うとともに、国や他市町村の水準、同種・類似の事務の水準との比較検討を行い、受益者負担の水準が適切でない場合には積極的な見直しを図ることとします。



区分	分類	事務事業の性質	公費負担と受益者負担
A	公益的・必需的サービス	公共性が高く、民間での提供が難しく、町民の大半が利用する必需的なサービス	公費負担中心
B	公益的・選択的サービス	公共性が高いが選択性も高い、特定の町民に生活や余暇をより快適で潤いあるものとする。	公費負担と受益者負担の組み合わせ
C	私益的・選択的サービス	民間でも提供され選択性も高く、特定の町民に生活や余暇をより快適で潤いあるものとする。	受益者負担中心
D	私益的・必需的サービス	民間でも提供しているが、町民に必要とされる社会保障的要素を含む。	公費負担と受益者負担の組み合わせ

* 行政サービスの分類整理の基本は別紙のとおり

行政サービスの分類整理の基本

